

一部執行猶予を検討

初犯や薬物使用者対象

朝報 09.01.30

法務省は二十九日、凶悪事件を除いて一定期間は懲役や禁固刑に服した後、残りの刑をみる「一部執行猶予」

「一部執行猶予」は、刑務所から釈放し、刑務所を仮釈放させ、観察中のプログラムに社会奉仕活動を取り入れるなど、新たな制度の導入に向けた試案を公表。法相諮問機関の法制審議会の部会に提示した。

実刑と猶予刑の間の

中間的な処遇として導入し、処遇の幅を広げる。受刑者に社会生活を営ませながら規範意識を向上させたい考えだ。法制審の議論を踏まえて答申し、秋の臨時国会に更生保護法や刑法の改正案など関連法案の提出を目指す。

試験によると、一部執行猶予の対象になるのは、初犯の被告のほかに、覚せい剤などの薬物を使用した被告ら。判決段階で懲役などに服する期間と執行猶予期間を言い渡す点で仮釈放とは違い、判決は三年以下の懲役または禁固に限定する。

「懲役二年、うち一年は三年間の執行猶予」の判決の場合、刑務所を二年で出所した後、三年間に再犯しない限り、残る一年は刑務所に収容されない。対象を薬物使用者としたのは、社会で生活しながら薬を断ち切る力をつけさせるため。猶予期間中はカウンセリングや尿検査も義務付ける。社会奉仕活動は、保護観察所あるいは地方更生保護委員会が言い渡す。法務省では作業として公共施設の清掃や老人ホームでの介助補助などを例示している。